

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【四半期会計期間】 第150期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 日本精工株式会社

【英訳名】 NSK Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 大塚 紀 男

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03(3779)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務総務部長 相 島 雅 一

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03(3779)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務総務部長 相 島 雅 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第149期 前第2四半期 連結累計期間	第150期 当第2四半期 連結累計期間	第149期 前第2四半期 連結会計期間	第150期 当第2四半期 連結会計期間	第149期
会計期間		自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日	自 平成21年7月 1日 至 平成21年9月30日	自 平成22年7月 1日 至 平成22年9月30日	自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
売上高	(百万円)	257,871	352,785	142,066	178,806	587,572
経常利益又は経常損失()	(百万円)	8,716	17,347	601	8,335	7,598
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失()	(百万円)	5,894	10,565	547	5,448	4,765
純資産額	(百万円)	-	-	250,044	259,627	264,688
総資産額	(百万円)	-	-	759,591	774,761	789,624
1株当たり純資産額	(円)	-	-	433.15	448.44	458.65
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は四半期純損 失金額()	(円)	10.90	19.54	1.01	10.08	8.82
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	19.54	-	-	-
自己資本比率	(%)	-	-	30.8	31.3	31.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	15,574	34,304	-	-	51,108
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	15,672	15,276	-	-	29,355
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,860	17,126	-	-	24,956
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	-	-	120,276	123,470	123,437
従業員数	(人)	-	-	24,253	25,207	24,633

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 前第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損益が損失のため記載していません。

4 第149期及び当第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第2四半期連結会計期間における主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

(連結子会社)

新規設立による増加 : (株)ADTech

当社への吸収合併による減少 : NSK福島(株)

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容				
					役員の兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
(株)ADTech	東京都 品川区	200百万円	自動車関連 製品の研究 開発	51.0	あり	なし	なし	当社は一部 建物・設備を 賃貸している	なし

なお、当社の連結子会社であるNSK福島(株)は、平成22年7月1日に当社に吸収合併しました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	25,207
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であります。臨時従業員は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	6,396
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。臨時従業員は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの販売・生産品目は極めて広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その寸法・構造等は一様ではなく、また見込み生産を行う製品が増えてきているため、生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。このため、販売及び生産の状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関連づけて記載しております。

また、第1四半期連結会計期間より、経済環境の変化等を勘案して記載方法を変更しております。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの内容に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間のグローバル経済は、中国やアセアンを中心とする新興国の堅調な経済成長に牽引され、全体的に緩やかな回復となりました。しかしながら新興国経済の成長ペースの鈍化や為替相場の急激な変動が懸念されるなど、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域においては、前年同四半期に比べて、自動車向けは、各国の景気刺激策等による自動車販売台数の増加により需要が回復しました。地域別にみると、日本では景気回復とエコカー減税や買換え補助金などの効果、米州では大手自動車メーカーの販売の回復、欧州では景気回復並びにユーロ安による輸出を中心とした自動車生産台数の増加、アジアでは中国・インドの自動車市場拡大がみられ、各地域とも需要が堅調に推移しました。また、産業機械向けは、景気回復により産業機械軸受及び精密機器関連製品ともに需要増となりました。地域別にみると、日本では建設機械や工作機械、半導体製造装置の増加、米州及び欧州では景気回復とアフターマーケット向け需要回復、アジアでは中国のインフラ関連、アセアンの情報機器、韓国の半導体製造装置の増加により、各地域とも需要が増加しました。

当第2四半期連結会計期間の売上高は1,788億6百万円と前年同四半期に比べて25.9%の増収となりました。営業利益は、円高による輸出採算の悪化はありましたが、売上増や生産の拡大による操業度効果、生産性の改善、外部調達コストの削減などにより99億60百万円（前年同四半期は6億60百万円の営業利益）となりました。経常利益は83億35百万円（前年同四半期は6億100万円の経常損失）となり、税金費用、少数株主利益を控除した結果、四半期純利益は54億48百万円（前年同四半期は5億47百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりです。

産業機械事業

産業機械軸受の売上高は、景気回復の効果もあり、前年同四半期に比べて一般産業向けや電機向け、アフターマーケット向けが増加しました。また、各地域においても需要が堅調な推移をしたことに加え、拡販効果などにより大きく増加しました。精密機器関連製品の売上高は、半導体製造装置向け需要が回復したことや中国の経済成長を受けた工作機械需要が堅調に推移したこと、液晶パネル用露光装置の需要増により、各地域とも大きく増加しました。また、生産高については、産業機械軸受、精密機器関連製品とも日本やアジアを中心に大きく増加しました。

この結果、産業機械事業の売上高は656億47百万円（前年同四半期比+35.4%）となりました。営業利益は、円高による輸出採算の悪化はあるものの、大幅な物量の増加や生産性の改善、外部調達コストの削減などにより44億66百万円（前年同四半期は12億77百万円の営業損失）となりました。

自動車事業

自動車軸受及び自動車部品の売上高は、中国を始めとする新興国での自動車市場拡大による需要の増加、各国の景気刺激策等の効果により、ハブユニット軸受や電動パワーステアリングを中心に、前年同四半期と比べて各地域とも大きく増加しました。また、生産高については、自動車軸受、自動車部品とも日本やアジアを中心に大きく増加しました。

この結果、自動車事業の売上高は1,065億32百万円（前年同四半期比+19.7%）となりました。営業利益は、原材料価格の上昇などのコストアップ要因はあるものの、大幅な物量の増加や生産性の改善、外部調達コストの削減などにより63億円（前年同四半期比+67.1%）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産合計は7,747億61百万円となり、前連結会計年度末に比べて148億62百万円減少しました。

主な増加は、現金及び預金18億49百万円、受取手形及び売掛金24億15百万円であり、主な減少は、製品33億67百万円、新規投資を減価償却費の範囲内にとどめたことによる有形固定資産74億54百万円、株式市場の下落などに伴う投資有価証券84億54百万円によるものです。

負債合計は5,151億33百万円となり、前連結会計年度末に比べて98億2百万円減少しました。

主な増加は、支払手形及び買掛金97億78百万円であり、主な減少は、社債100億円、長期借入金114億53百万円によるものです。

純資産合計は2,596億27百万円となり、前連結会計年度末に比べて50億60百万円減少しました。

主な増加は、四半期純利益105億65百万円であり、主な減少は、為替換算調整勘定88億56百万円、株式市場の下落などに伴うその他有価証券評価差額金45億26百万円によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、1,234億70百万円となり、第1四半期連結会計期間末に比べて24億21百万円の減少となりました。また、前年同四半期に比べて31億93百万円の増加となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られたキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べて26億95百万円減少し、81億84百万円の収入となりました。主な増加は、税金等調整前四半期純利益83億35百万円、減価償却費85億83百万円、仕入債務の増加38億35百万円、一方で主な減少は、売上債権の増加26億29百万円です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べて5億90百万円減少し、89億8百万円の支出となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得90億27百万円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べて18億52百万円減少し、短期借入金の返済等により、17億21百万円の支出となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っております。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることであると考えています。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をしていただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しています。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えています。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得るものです。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがある当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

当社は、平成21年10月に平成25年3月期迄の中期経営計画を策定いたしました。かかる中期経営計画においても、従来より掲げておりました、メーカーの原点である製品の品質はもとより、あらゆるサービスを含む全ての品質、即ち「トータル・クオリティーにおいて業界No. 1の会社になる」ことを目指してまいります。そして、「成長戦略」と「体質強化」の推進という従来からの基本方針に加えて、「事業軸の強化」により販売・生産・技術が一体となった顧客・事業軸中心の経営を加速させることで、事業環境の大きな変化の中での次なる成長に向けた事業基盤の構築を図ってまいります。

また、グループ共通施策として(1)営業力の強化、(2)技術開発力の強化、(3)生産力の強化、(4)グローバルマネジメント力の強化、(5)人材育成力の強化の5つの経営課題を推進してまいります。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

(ロ) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、社会的責任を果たし、企業としての適切な利益を確保し続け、企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保・向上させるために、経営の透明性と健全性を高めていく具体的な体制を積極的に採用しています。平成11年には、当社は執行役員制度を導入のうえ、社外取締役を招聘し、任意に報酬委員会を設置しました。また、平成15年には、任意に監査委員会を設置しています。そして、平成16年には委員会等設置会社に移行し、平成18年には会社法に基づく委員会設置会社となり、監査・報酬・指名の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、透明性と健全性の向上に努めています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、上記 記載の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるために、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同規則第118条第3号ロ(2)）として、平成20年6月25日開催の当社株主総会において関連議案が承認されることを条件として、特定の者またはグループによって当社株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、同株主総会において関連議案がいずれも承認され、本プランが導入されました。

(イ) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

(ロ) 大量買付ルールの設定

・ 意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、本プランに定められた所定の手続（以下「大量買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等を日本語で記載した「意向表明書」をご提出いただきます。

・本必要情報の提供

当社取締役会は、上記 ①の意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供していただくべき情報を記載したリストを当該大量買付者に対して交付いたします。大量買付者には、当社取締役会に対して、かかるリストに従って、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、当該情報だけでは本必要情報として不十分と認められる場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

・取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報を受領した後、大量買付行為の内容に応じて最大60日間または最大90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。但し、当社取締役会は、当社取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を必要な範囲内で、最大30日間延長できるものとし、

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、

取締役会評価期間中、当社取締役会は、大量買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(八) 対抗措置の発動

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。

但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねるものとし、もっとも、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を株主の皆様の個々のご判断に委ねるのが相当であり、対抗措置を発動することが適切ではないと当社取締役会が判断する場合には、株主総会を開催しないことができるものとし、この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動しません。

また、当社取締役会は、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定いたします。

但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催することが実務上可能であり、かつ、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、本プランにおける対抗措置としては、新株予約権無償割当てを行います。

また、対抗措置発動にかかる当社取締役会の決定（株主総会の決議に基づく場合を除きます。）は、取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議によるものとします。

（二）株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記（八）のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

（ホ）本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成20年6月25日開催の当社株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで（平成23年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.jp.nsk.com/>）に掲載しています平成20年4月23日付投資家情報「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

上記 の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記 の取組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることにより、上記記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがある当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記 の取組みは、上記 の基本方針の実現に資するものであると考えております。

従いまして、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記 の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記 の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにするために導入されるものです。また、上記 の取組みにおいては、そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できることとするとともに、かかる要請に応じた大量買付者であっても、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、株主総会決議により対抗措置を発動できる（但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合には取締役会決議により発動できます。）こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記 の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。さらに、上記 の取組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決定する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会の全会一致の決議によることとしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 の取組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

従いまして、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、27億56百万円であります。なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、除却等の計画に重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,700,000,000
計	1,700,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	551,268,104	551,268,104	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部)	単元株式数は1,000株
計	551,268,104	551,268,104	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションの概要は次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年6月27日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	662(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	662,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	928 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月25日 至 平成23年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 928 資本組入額 464
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使の時点において当社の取締役、執行役、使用人、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日(但し、権利行使期間内)までに限り、行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

- 4 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下、組織再編行為という。）をする場合においては、本新株予約権者に合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を下記の条件で交付することができる。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

行使条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて定めるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて定めるものとする。

新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

株主総会の特別決議日(平成19年6月26日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	743(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	743,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,312 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月28日 至 平成24年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,312 資本組入額 656
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使の時点において当社の取締役、執行役、使用人、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日(但し、権利行使期間内)までに限り、行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

- 4 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

その他の行使条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて定めるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて定めるものとする。

新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

株主総会の特別決議日(平成20年6月25日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	785(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	785,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	932(注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月26日 至 平成25年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 932 資本組入額 466
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使の時点において当社の取締役、執行役、使用人、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日(但し、権利行使期間内)までに限り、行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

- 4 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

行使条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて定めるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて定めるものとする。

新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

株主総会の特別決議日(平成21年6月25日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	828(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	828,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	603(注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月25日 至 平成26年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 603 資本組入額 302
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使の時点において当社の取締役、執行役、使用人、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日(但し、権利行使期間内)までに限り、行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

- 4 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

行使条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて定めるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて定めるものとする。

新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議を要する。

株主総会の特別決議日(平成22年6月25日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	823(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	823,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	641(注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月26日 至 平成27年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 641 資本組入額 321
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使の時点において当社の取締役、執行役、使用人、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日(但し、権利行使期間内)までに限り、行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が資本の減少を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとし、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

- 4 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の際において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

その他行使条件及び取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて定めるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて定めるものとする。

新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	-	551,268	-	67,176	-	77,923

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	41,157	7.47
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	32,000	5.80
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	30,575	5.55
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	26,726	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	21,572	3.91
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	21,511	3.90
ザ チェース マンハッタン バンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	13,336	2.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・トヨタ自動車株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,709	1.94
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	10,000	1.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	8,675	1.57
計		216,261	39.23

- (注) 1 株式数は、千株未満を切り捨てております。
2 上記以外に、当社は自己株式 10,260,357株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.86%)を保有しております。
3 フィデリティ投信株式会社及び共同保有者であるエフエムアール エルエルシーから平成22年4月7日付の大量保有報告書の写しの送付がありました。その後平成22年9月7日付の変更報告書の写しの送付があり、平成22年8月31日現在で下記の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としてエフエムアール エルエルシーの当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	2,194	0.40
エフエムアール エルエルシー	米国 02109 マサチューセッツ州ボストン、デヴォンシャー・ストリート82	19,925	3.61

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,260,000	-	単元株式数は1,000株
	(相互保有株式) 普通株式 685,000	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 538,675,000	538,675	同上
単元未満株式	普通株式 1,648,104	-	-
発行済株式総数	551,268,104	-	-
総株主の議決権	-	538,675	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式		357株
相互保有株式	NSKワナー(株)	98株
	八木工業(株) (自己名義)	221株
	(他人名義)	895株

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) 日本精工(株)	東京都品川区大崎 一丁目6番3号	10,260,000	-	10,260,000	1.86
(相互保有株式) NSKワナー(株)	東京都品川区大崎 一丁目6番3号	420,000	-	420,000	0.08
井上軸受工業(株)	大阪府堺市一条通 19番21号	200,000	-	200,000	0.04
八木工業(株)	群馬県高崎市倉賀野町 3121番	28,000	37,000	65,000	0.01
計	-	10,908,000	37,000	10,945,000	1.99

- (注) 1 相互保有株式におきまして株主名簿上は中外商事(株)名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。
- 2 八木工業(株)は、日本精工取引先持株会(東京都品川区大崎一丁目6番3号)の会員であり、他人名義欄に記載されている株式は全て同持株会名義となっております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	770	735	709	639	635	580
最低(円)	698	618	618	576	498	495

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、以下のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役 自動車事業本部自動車軸受本部副本部長、 自動車事業本部自動車軸受本部 石部工場長、 信和精工(株)取締役社長	執行役 自動車事業本部自動車軸受本部石部工場長、 信和精工(株)取締役社長	磯貝 喜七	平成22年9月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	80,270	78,421
受取手形及び売掛金	136,824	134,409
有価証券	47,790	49,438
製品	55,989	59,356
仕掛品	36,509	35,341
原材料及び貯蔵品	12,187	10,831
その他	46,289	44,606
貸倒引当金	1,065	1,237
流動資産合計	414,797	411,167
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1 66,920	1 70,356
機械装置及び運搬具（純額）	1 106,304	1 114,460
その他（純額）	1 57,070	1 52,933
有形固定資産合計	230,296	237,750
無形固定資産		
投資その他の資産	10,439	10,594
投資有価証券	67,379	75,833
前払年金費用	42,830	44,247
その他	9,473	10,619
貸倒引当金	455	589
投資その他の資産合計	119,227	130,111
固定資産合計	359,963	378,456
資産合計	774,761	789,624
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	124,330	114,552
短期借入金	75,471	71,367
1年内償還予定の社債	15,300	25,000
未払法人税等	4,759	4,347
その他	44,290	42,439
流動負債合計	264,152	257,706
固定負債		
社債	95,000	95,300
長期借入金	101,816	113,270
退職給付引当金	20,921	22,948
役員退職慰労引当金	1,526	1,541
環境対策引当金	163	167
その他	31,552	34,001
固定負債合計	250,981	267,229
負債合計	515,133	524,935

(単位：百万円)

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,334	78,330
利益剰余金	142,763	134,902
自己株式	4,162	4,160
株主資本合計	284,111	276,248
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,174	13,701
為替換算調整勘定	50,863	42,007
評価・換算差額等合計	41,689	28,306
新株予約権	497	423
少数株主持分	16,707	16,323
純資産合計	259,627	264,688
負債純資産合計	774,761	789,624

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
売上高	257,871	352,785
売上原価	216,258	281,027
売上総利益	41,612	71,758
販売費及び一般管理費	¹ 45,524	¹ 51,464
営業利益又は営業損失()	3,911	20,293
営業外収益		
受取利息	410	410
受取配当金	652	433
持分法による投資利益	1,012	1,796
その他	1,777	1,131
営業外収益合計	3,853	3,772
営業外費用		
支払利息	2,917	2,306
製品補償費	3,931	1,596
その他	1,809	2,815
営業外費用合計	8,658	6,718
経常利益又は経常損失()	8,716	17,347
特別損失		
事業構造改善費用	1,120	-
特別損失合計	1,120	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	9,836	17,347
法人税等	² 4,107	² 6,115
少数株主損益調整前四半期純利益	-	11,232
少数株主利益	165	666
四半期純利益又は四半期純損失()	5,894	10,565

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月 1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月 1日 至 平成22年9月30日)
売上高	142,066	178,806
売上原価	117,821	142,962
売上総利益	24,244	35,843
販売費及び一般管理費	¹ 23,638	¹ 25,882
営業利益	606	9,960
営業外収益		
受取利息	207	221
受取配当金	28	44
持分法による投資利益	525	793
その他	481	600
営業外収益合計	1,242	1,658
営業外費用		
支払利息	1,319	1,151
製品補償費	537	1,241
その他	594	891
営業外費用合計	2,451	3,284
経常利益又は経常損失()	601	8,335
特別損失		
事業構造改善費用	1,120	-
特別損失合計	1,120	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	1,721	8,335
法人税等	² 1,315	² 2,538
少数株主損益調整前四半期純利益	-	5,796
少数株主利益	141	348
四半期純利益又は四半期純損失()	547	5,448

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	9,836	17,347
減価償却費	18,171	17,070
のれん償却額	504	386
貸倒引当金の増減額(は減少)	447	222
退職給付引当金及び前払年金費用の増減額	1,208	305
受取利息及び受取配当金	1,062	844
支払利息	2,917	2,306
持分法による投資損益(は益)	1,012	1,796
事業構造改善費用	1,120	-
売上債権の増減額(は増加)	17,368	6,908
たな卸資産の増減額(は増加)	4,150	3,860
仕入債務の増減額(は減少)	15,582	11,010
その他	515	4,035
小計	12,025	38,830
利息及び配当金の受取額	1,548	2,151
利息の支払額	2,918	2,138
法人税等の支払額	4,919	4,538
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,574	34,304
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	13	947
有価証券の取得による支出	0	4,800
有価証券の売却による収入	17	4,800
有形固定資産の取得による支出	12,093	15,164
有形固定資産の売却による収入	681	263
投資有価証券の取得による支出	3,399	20
投資有価証券の売却による収入	505	1,500
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	413	-
貸付けによる支出	31	26
貸付金の回収による収入	58	153
その他	1,011	1,034
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,672	15,276

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	3,222	3,580
長期借入れによる収入	1,016	709
長期借入金の返済による支出	1,417	1,712
社債の償還による支出	-	10,000
自己株式の取得による支出	10	8
配当金の支払額	2,167	2,166
少数株主への配当金の支払額	116	244
その他	56	123
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,860	17,126
現金及び現金同等物に係る換算差額	813	1,868
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	5,144	33
現金及び現金同等物の期首残高	124,944	123,437
連結子会社の決算期変更による増加高	477	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 120,276	1 123,470

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第2四半期連結会計期間より、新たに設立した(株)ADTechを連結の範囲に含めております。また、NSK福島(株)は当第2四半期連結会計期間において当社が吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 91社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
	(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月 1日 至 平成22年9月30日)
	(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)			前連結会計年度末 (平成22年3月31日)		
1 有形固定資産の減価償却累計額は、561,358百万円 であります。			1 有形固定資産の減価償却累計額は、560,067百万円 であります。		
偶発債務ほか (1) 保証債務			偶発債務ほか (1) 保証債務		
相手先	金額(百万円)	内容	相手先	金額(百万円)	内容
当社従業員	38	財形貸付融資	当社従業員	46	財形貸付融資
MSPインダ ストリーズ社	508	銀行借入	MSPインダ ストリーズ社	103	銀行借入
計	546		計	149	
(2) 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高は6,445百 万円であります。			(2) 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高は9,373百 万円であります。		

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び 金額は以下のとおりであります。 給料及び賞与 17,027百万円 退職給付引当金繰入額 1,932百万円 役員退職慰労引当金繰入額 211百万円	1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び 金額は以下のとおりであります。 給料及び賞与 17,885百万円 退職給付引当金繰入額 1,474百万円 役員退職慰労引当金繰入額 162百万円
2 当第2四半期連結累計期間における税金費用に ついては、四半期連結財務諸表の作成に特有の 会計処理により計算しているため、法人税等調 整額は、「法人税等」に含めて表示しておりま す。	2 同左

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月 1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月 1日 至 平成22年9月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び 金額は以下のとおりであります。 給料及び賞与 8,703百万円 退職給付引当金繰入額 1,239百万円 役員退職慰労引当金繰入額 104百万円	1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び 金額は以下のとおりであります。 給料及び賞与 8,979百万円 退職給付引当金繰入額 725百万円 役員退職慰労引当金繰入額 81百万円
2 当第2四半期連結会計期間における税金費用に ついては、四半期連結財務諸表の作成に特有の 会計処理により計算しているため、法人税等調 整額は、「法人税等」に含めて表示しておりま す。	2 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間 末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	1 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間 末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び預金勘定 80,847百万円	現金及び預金勘定 80,270百万円
預入期間が 3か月を超える定期預金 290百万円	預入期間が 3か月を超える定期預金 1,134百万円
取得日から3か月以内に償還期限 の到来する有価証券 36,720百万円	取得日から3か月以内に償還期限 の到来する有価証券 42,333百万円
流動資産のその他勘定より	流動資産のその他勘定より
売掛債権等信託受益権 3,000百万円	売掛債権等信託受益権 2,000百万円
現金及び現金同等物 120,276百万円	現金及び現金同等物 123,470百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

- 1 発行済株式の種類及び総数
普通株式 551,268,104株
- 2 自己株式の種類及び株式数
普通株式 10,677,854株
- 3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高
ストック・オプションとしての新株予約権 497百万円(親会社 497百万円)

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月21日 取締役会	普通株式	2,163	4.00	平成22年3月31日	平成22年6月14日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期
連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	2,705	5.00	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	産業機械 軸受 (百万円)	自動車 関連製品 (百万円)	精密機器 関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上 高	41,108	89,005	7,362	4,588	142,066	-	142,066
(2)セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	3,327	3,327	(3,327)	-
計	41,108	89,005	7,362	7,916	145,394	(3,327)	142,066
営業利益又は営業損失()	1,377	3,771	2,655	290	2,202	(1,596)	606

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	産業機械 軸受 (百万円)	自動車 関連製品 (百万円)	精密機器 関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上 高	76,176	159,759	13,624	8,310	257,871	-	257,871
(2)セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	6,607	6,607	(6,607)	-
計	76,176	159,759	13,624	14,917	264,478	(6,607)	257,871
営業利益又は営業損失()	331	3,740	4,471	939	1,338	(2,572)	3,911

(注) 1 事業の種類区分は、当社の内部管理上の区分によっております。

2 各事業区分に属する主要製品

産業機械軸受 : 標準玉軸受(ミニアチュア軸受・小径軸受・並径軸受)

一般産業用軸受(大形玉軸受・円すいころ軸受・円筒ころ軸受・

自動調心ころ軸受・精密軸受)

自動車関連製品 : ハブユニット軸受、ニードル軸受、小形円すいころ軸受、標準玉軸受、

ステアリング、電動パワーステアリング、自動変速機(AT)用部品

精密機器関連製品 : ボールねじ、リニアガイド、XYテーブル、メガトルクモータ、

液晶パネル用露光装置

その他 : 機械設備、鋼球等

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	日 本 (百万円)	米 州 (百万円)	欧 州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	81,395	16,950	23,661	20,058	142,066	-	142,066
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	22,654	86	454	4,475	27,670	(27,670)	-
計	104,049	17,037	24,116	24,533	169,736	(27,670)	142,066
営業利益又は営業損失()	762	547	829	1,345	1,959	(1,353)	606

前第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	日 本 (百万円)	米 州 (百万円)	欧 州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	146,846	30,510	45,577	34,936	257,871	-	257,871
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	40,669	166	850	7,955	49,642	(49,642)	-
計	187,516	30,677	46,428	42,891	307,513	(49,642)	257,871
営業利益又は営業損失()	5,121	114	2,213	1,666	1,126	(2,784)	3,911

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
米州 : 米国、カナダ、メキシコ、ブラジル等
欧州 : 英国、ドイツ、ポーランド等欧州諸国等
アジア : 東アジア及び東南アジア諸国、インド、オーストラリア等

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	米 州	欧 州	アジア	計
海外売上高（百万円）	17,466	23,610	30,593	71,670
連結売上高（百万円）	-	-	-	142,066
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	12.3	16.6	21.5	50.4

前第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	米 州	欧 州	アジア	計
海外売上高（百万円）	31,311	45,502	54,311	131,125
連結売上高（百万円）	-	-	-	257,871
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	12.1	17.6	21.1	50.8

- (注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。
 2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 3 各区分に属する主な国又は地域
 米州 : 米国、カナダ、メキシコ、ブラジル等
 欧州 : 英国、ドイツ、ポーランド等欧州諸国等
 アジア : 東アジア及び東南アジア諸国、インド、オーストラリア等

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、本社に顧客産業別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品について日本及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開していることから、その構成単位である「産業機械事業」、「自動車事業」の二つを報告セグメントとしております。

「産業機械事業」は一般産業向けの軸受、ボールねじ、リニアガイド及び液晶パネル用露光装置等を製造・販売しております。「自動車事業」は、自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、ステアリング及び自動変速機(AT)用部品等を製造・販売しております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	127,461	212,168	339,630	13,155	352,785	-	352,785
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	12,941	12,941	12,941	-
計	127,461	212,168	339,630	26,096	365,727	12,941	352,785
セグメント利益	8,236	13,582	21,819	2,155	23,975	3,682	20,293

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業、機械設備製造事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 3,682百万円には、セグメント間取引消去11百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,693百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	65,647	106,532	172,180	6,625	178,806	-	178,806
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	6,647	6,647	6,647	-
計	65,647	106,532	172,180	13,273	185,454	6,647	178,806
セグメント利益	4,466	6,300	10,767	962	11,730	1,769	9,960

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業、機械設備製造事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 1,769百万円には、セグメント間取引消去184百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,954百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	448円44銭	1株当たり純資産額	458円65銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	259,627	264,688
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	17,205	16,746
(うち新株予約権)(百万円)	(497)	(423)
(うち少数株主持分)(百万円)	(16,707)	(16,323)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額(百万円)	242,422	247,941
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期 連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式 の数(千株)	540,590	540,585

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	10円90銭	1株当たり四半期純利益金額	19円54銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損益が純損失のため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
			19円54銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	5,894	10,565
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	5,894	10,565
普通株式の期中平均株式数(千株)	540,587	540,591
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	52
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	同左

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月 1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月 1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 1円01銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損益が純損失のため記載していません。	1株当たり四半期純利益金額 10円08銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月 1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月 1日 至 平成22年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	547	5,448
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	547	5,448
普通株式の期中平均株式数 (千株)	540,585	540,592
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	同左

2 【その他】

平成22年10月29日開催の取締役会において第150期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当額 2,705,038,735円

1株当たり中間配当金 5円00銭

中間配当金支払開始日 平成22年12月3日

(注) 平成22年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、支払を行いません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

日本精工株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	雅	一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沼	田		徹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	弘	和	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	越	喜	臣	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精工株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

日本精工株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 雅 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 弘 和 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪 中 修 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精工株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。